

② 国保税納付額連絡票を発行します

問 国保税所得申告参考資料および納付額連絡票について：保険年金課(内線 139)
住民税の申告および控除について：税務課(内線 113)
所得税の確定申告および控除について：水戸税務署 Tel 029-231-4211

年末調整や確定申告の際に、当該年の国民健康保険税(国保税)の納付額は、社会保険料控除の対象となります。令和3年中に納付された国保税の納付額(納付書および口座振替分)について、「所得申告参考資料」を令和4年1月下旬に送付します。

なお、年末調整のために必要な場合は国保税納付額連絡票を発行しますので、次のとおり申請してください。

○電話で申請する場合

国保税納付額連絡票をご自宅に郵送します。電話での納付額の回答はできません。

○保険年金課(市民窓口課)窓口で申請する場合

納税義務者(世帯主)または同一世帯の方には、窓口で国保税納付額連絡票を発行します。本人確認できるもの(運転免許証または保険証等)をご持参ください。

※国保税は世帯主課税のため、市役所で加入者個人ごとの納付額はお知らせできません。実際に国保税を納付された方(負担された方)が社会保険料控除として申告することができます。

※特別徴収(年金天引き)されている国保税は、その年金を受給している方が控除を受けられません。公的年金の源泉徴収票をご確認ください。

③ インフルエンザ予防接種費用を一部助成しています

問 保健センター Tel 0296-77-9145

高齢者インフルエンザ予防接種について

インフルエンザの予防接種は、発病、重症化予防に効果があるとされています。希望される方は、実施期間内に接種してください。

実施期間 10月1日(金)～令和4年1月31日(月)

対象者 笠間市に住民登録のある方で、下記のいずれかの要件を満たす方

- ・満65歳以上の方(接種日現在)
- ・60～64歳で心臓・じん臓・呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する方(身体障害者1級程度)

助成額 接種1回のみ1,500円(差額は自己負担。接種費用は医療機関によって異なります)

※対象者で生活保護世帯の方は自己負担が免除となりますので、「生活保護受給証明書」を医療機関に持参してください。

小児インフルエンザ予防接種について

1歳から中学3年生までのお子さんを対象に、インフルエンザ予防接種費用を助成します。希望される方は、実施期間内に接種してください。

実施期間 10月1日(金)～令和4年1月31日(月)

対象者 笠間市に住民登録のある1歳(接種日現在)から中学3年生

助成額 接種1回につき1,000円(差額は自己負担です。接種費用は医療機関によって異なります。)1歳～12歳は2回、13歳～中学3年生は1回助成します。

※インフルエンザ予防接種協力医療機関は、市ホームページをご覧ください。

※市外医療機関での接種を希望される方は、保健センターへお問い合わせください。